**○財務省告示第二十七号**

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十五年度の初日から平成二十五年十二月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年一月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十五年度の初日から平成二十五年十二月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十六万五千四百六十七トン

二　冷凍牛肉　二十五万四千四百三十六トン

**○財務省告示第二十八号**

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十五年度の初日から平成二十五年十二月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年一月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十五年度の初日から平成二十五年十二月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　四十九万九千二百九トン

二　生きている豚及び豚肉等　四十九万九千二百三十九トン

**○国税庁告示第三号**

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項（災害等による期限の延長）の規定に基づき、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における国税に関する申告期限等を延長する件（平成二十三年三月国税庁告示第八号）において別途国税庁告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に国税の納税地を有する者に係るものについては、その期限が平成二十三年三月十一日から平成二十六年三月三十日までの間に到来するものについて、平成二十六年三月三十一日とする。

平成二十六年一月三十一日

国税庁長官　稲垣　光隆

| 都道府県名 | 地域 |
|---|---|
| 福島県 | 田村市 |
| | 南相馬市 |
| | 伊達郡川俣町 |
| | 双葉郡広野町 |
| | 双葉郡楢葉町 |
| | 双葉郡富岡町 |
| | 双葉郡川内村 |
| | 双葉郡大熊町 |
| | 双葉郡双葉町 |
| | 双葉郡浪江町 |
| | 双葉郡葛尾村 |
| | 相馬郡飯舘村 |

**○文部科学省告示第十四号**

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十六年一月三十一日

文部科学大臣　下村　博文

| 指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称 | 指定をした日 | 指定の有効期間 | 指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 | 指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間 |
|---|---|---|---|---|
| 麗日 | 平成二十六年一月三十一日 | 平成二十六年二月三日から平成二十六年八月十日まで | 福岡アジア美術館　館長　村上廣志<br>福岡県福岡市博多区下川端町三丁目一番リバレインセンタービル七・八階 | 福岡アジア美術館<br>福岡県福岡市博多区下川端町三丁目一番リバレインセンタービル七・八階<br>平成二十六年二月十三日から平成二十六年三月十八日まで |
| 向日葵 | 同右 | 同右 | 同右 | 同右 |
| 故園追憶 | 同右 | 同右 | 同右 | 同右 |
| 周濂渓 | 同右 | 同右 | 同右 | 同右 |
| 鳥語 | 同右 | 同右 | 同右 | 同右 |
| 僕の日 | 同右 | 同右 | 同右 | 同右 |
| 月下廻塘 | 同右 | 同右 | 同右 | 同右 |
| | | | | 東京都府中市浅間町一丁目三番<br>平成二十六年五月十四日から平成二十六年六月八日まで<br>兵庫県立美術館<br>兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通一丁目一番一号<br>平成二十六年六月十四日から平成二十六年七月二十一日まで |